東海第二発電所 耐津波設計方針に係る審査会合時の指摘事項への対応

No.	日付	項目分類	指摘事項	指摘事項に対する対応
1	2017年4月13日 第460回	入力津波	入力津波の荷重因子は津波高さだけでなく,他の荷重因子との関係を整理して,今の設計方針の妥当性を説明すること。	津波高さのほか、津波防護の基本方針に基づく設計・評価項目毎に入力津波として考慮する必要のある荷重因子について検討し、「水位・浸水深に係る因子」と「水位・浸水深以外の因子」に区分して整理した。
2		非常用海水ポンプ の取水性	貯留堰の有効容量設定について, 砂堆積・スロッシングによる影響の有無を説明すること。	貯留堰は、非常用海水ポンプ全7台が30分程度運転継続可能なように約2,370m³の有効貯留容量を有している。基準津波による取水口前面(貯留堰内)の砂の堆積厚さは0.36mである。取水口前面の地盤標高はT.P6.89mであるため、取水口前面に一様に砂が堆積したと仮定した場合、地盤標高はT.P6.53mとなるが、非常用海水ポンプの取水可能水位はT.P5.66mであることから、堆積した砂は貯留堰の有効貯留容量の算定に影響しない。引き波時に余震の発生を想定した貯留堰のスロッシングによる溢水量を評価した結果、貯留堰の有効貯留容量約2,370m³に対して、約249m³であった。この溢水量は、非常用海水ポンプの運転時間(全7台運転条件)として約3.5分に相当する量であり、非常用海水ポンプの継続運転に影響することはない。
3	2017年4月13日 第460回	津波監視カメラ	サイト特性を踏まえて、津波監視カメラは、敷地前面だけでなく、側面の漂流物や堆積物の状況などが監視できるか、津波監視カメラの監視可能範囲、台数の十分性について示すこと。	敷地前面からの津波の襲来状況を把握するため,原子炉建屋屋上に1台の津波監視カメラを設置することとしていたが,防潮堤外側の漂流物や堆積物,取水口・放水口,防潮堤等の施設,防潮堤内の敷地の状況が監視可能なように,原子炉建屋屋上に3台,防潮堤上部に4台,合計7台の津波監視カメラを設置することとした。

東海第二発電所 耐津波設計方針に係る審査会合時の指摘事項への対応

No.	日付	項目分類	指摘事項	指摘事項に対する対応
4	2017年9月5日 第504回	漂流物調査	漂流物調査について、調査の基本的考え方について整理して説明すること。	人工構造物の位置,形状等に変更が生じた場合は,津波防護施設等の健全性又は取水機能を有する安全設備等の取水性へ影響を及ぼすおそれがあるため,定期的(1回/年以上)に施設・設備等の人工構造物の状況を確認し,必要に応じて漂流物評価フローに基づき,漂流物調査及び評価を実施する方針とする。また,設備の改造又は追加設置の場合においても,津波防護施設等の健全性又は取水機能を有する安全設備等の取水性への影響評価を行う。これら調査・評価方針については,保安規定において規定化し管理する。
5	2017年9月5日 第504回	津波防護施設	・鋼製防護壁の止水機構について、構造(可動の有無)、環境条件等の観点から一般産業施設等での使用実績を調査すること。また、止水機構の特異性を考慮して考えらえる挙動に対して設計方針を整理して説明すること。 ・鋼製防護壁底部止水機構について、耐震・耐津波設計における評価対象部位とその評価方針について示すこと。また、止水機構が津波防護施設において適用実積の無いことを踏まえ、供用期間中における止水機能の損傷モードを想定した評価方針について示すこと。	・構造(可動の有無),環境条件等の観点から一般産業等での使用実績を示す。また,鋼製防護壁と止水機構との挙動に対して二次元動的解析を今後実施し信頼性を高める方針を説明する。 ・二次元動的解析における評価部位や設計方針について説明する。また,供用期間中における止水機構の損傷モードを想定した評価について説明する。
6	2017年9月5日 第504回	洗掘対策	津波荷重+余震時における津波荷重の考え方についての妥当性を説明すること。	敷地南西部の防潮堤寄り付き部付近の浸水図から, 防潮堤軸 方向延長上の洗掘対策方針を示した。

資料

【資料1-1-2】 P19~21

【資料1-1-2】 P57~59

【資料1-1-2】 P72

資料

PD-2-10 改17 5条 2.5(2) 5条 添付16

PD-2-10 改17 5条 添付21 1.(3)9)

> 次回以降 ご説明